

平成十六年六月二十九日受領
答弁第一九九号

内閣衆質一五九第一九九号

平成十六年六月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員金田誠一君提出コンビニエンスストアをめぐる犯罪防止の観点からの「民民規制」の緩和、及び「社会的規制」の導入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員金田誠一君提出コンビニエンスストアをめぐる犯罪防止の観点からの「民規制」の緩和、及び「社会的規制」の導入に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの各年ごとのコンビニエンスストアの店舗数及び商品販売額について商業販売統計において集計したものは、別表第一のとおりである。なお、同統計におけるコンビニエンスストアに関する調査は、平成十年から実施しているものであり、平成九年以前は実施していない。

また、各年ではないが、商業統計において昭和五十七年から平成十四年までの間、二、三年ごとに調査を実施しており、それに基づいて過去二十年程度の推移を集計したものは、別表第二のとおりである。

一の2について

お尋ねの深夜から未明までの間に営業している店舗数については、商業統計において各店舗の営業時間を調査しており、このうち、営業時間が十五時間以上二十四時間未満の店舗数と終日営業の店舗数について集計したものは、別表第三のとおりである。

一の3について

お尋ねの深夜から未明までの間に一人勤務となる時間帯が存在する店舗数については、商業統計及び商業販売統計の調査対象とはなっていない。

なお、お尋ねの深夜から未明までの間に一人勤務となる時間帯が存在する店舗数を調査することは、当該調査を実施する場合に生じる事業者等の事務負担等にかんがみ、現在のところ考えていない。

二の1及び2について

警察庁の統計においては、刑法犯（道路上の交通事故に係る業務上過失致死傷及び重過失致死傷並びに危険運転致死傷を除く。以下同じ。）の発生場所別の認知件数は把握しているが、発生場所別の検挙件数及び検挙率は把握していない。認知件数についても発生場所の区分にコンビニエンスストアという項目はないが、その多くが含まれると考えられるスーパーマーケット（売場面積が五十平方メートル以上で、売場面積の五十パーセント以上がセルフサービス方式を採用している商店をいう。以下同じ。）において発生した刑法犯についてお答えすると、昭和五十九年から平成十五年までの間の認知件数及びその罪種別の内訳の推移は、別表第四のとおりである。

また、警察庁の調査結果によると、平成六年から平成十五年までの深夜スーパーマーケット対象強盗事

件（売場面積にかかわらず、その五十パーセント以上がセルフサービス方式を採用している商店において、午後十時から午前七時までの時間帯に売上金等を強奪する事件をいう。以下同じ。）の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移は、別表第五のとおりである。

二の3について

スーパーマーケットにおいて発生した殺人及び強盗の認知件数並びにそれらのうち午後十時から午前七時までの間に発生したものの割合の推移は、警察庁の統計のある平成元年から平成十五年までの間についてお答えすると、別表第六のとおりである。

また、平成九年から平成十五年までの間の深夜スーパーマーケット対象強盗事件で、発生時に被害商店において勤務に従事していた者が一人であったものの数及びその割合は、別表第七のとおりである。平成八年以前については調査していない。

二の4について

スーパーマーケットにおいて発生した刑法犯の都道府県別の認知件数の推移は、警察庁の統計のある平成元年から平成十五年までの間についてお答えすると、別表第八のとおりである。

二の5について

コンビニエンスストアについては、これまで、警察庁の統計において、スーパーマーケットの中で把握してきたところであるが、平成十六年一月からは、その統計における犯罪発生場所の区分に、スーパーマーケットのうち、「売場面積が百平方メートル前後の小売店舗で、セルフサービス方式を採用し、生活必需品等の商品を幅広く取り扱い、年中無休で長時間営業する地域密着型のもの」をコンビニエンスストアとして追加した。

三の1から3までについて

スーパーマーケットにおいて発生した刑法犯で検挙された少年の人員数及びその罪種別の内訳並びに都道府県別の人員数の推移は、警察庁の統計のある平成元年から平成十五年までの間についてお答えすると、別表第九及び別表第十のとおりである。

なお、犯罪が少年によるものか否かは、当該犯罪の被疑者が検挙されるまで判明しないため、その認知件数及び検挙率を把握することはできない。また、少年犯罪の発生場所別の検挙件数は把握していない。

三の4について

警察庁の調査結果によると、平成十年から平成十五年までの間のコンビニエンスストアにおける不良行為少年の補導人員数の推移は、別表第十一のとおりである。平成九年以前については、調査をしていない。

三の5について

コンビニエンスストアにおいて補導した不良行為少年について、補導した時間帯は把握していない。

三の6について

二の5について述べたとおり、コンビニエンスストアについては、これまで、警察庁の統計において、スーパーマーケットの中で把握してきたところであるが、平成十六年一月からは、その統計における犯罪発生場所の区分にコンビニエンスストアを追加し、コンビニエンスストアにおいて発生した刑法犯で検挙された少年の人員数の推移を把握できるようにした。

なお、コンビニエンスストアにおいて補導した不良行為少年について、補導した時間帯を調査することは、多大な事務負担が生じるため、現在のところ考えていない。

四の1について

フランチャイズ契約に係る諸外国の法制及び我が国との比較について、現在把握している限りでは、別

表第十二のとおりである。

四の2について

コンビニエンスストアのみを対象とした営業日、営業時間及び勤務人員に係る規制については、現在把握している限りでは、我が国及び諸外国において存在しない。

なお、小売店を対象とした営業日、営業時間及び勤務人員に係る規制については、現在把握している限りでは、別表第十三のとおりである。

五の1から4までについて

本部と加盟者によって締結されるコンビニエンスストアに係るフランチャイズ契約において、一定の営業時間が定められ、深夜営業が加盟店に義務付けられている例があることは承知している。加盟者が営業時間の変更を求めた場合の本部の対応については、個々の事例を承知していない。

フランチャイズ契約に関しては、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）において、本部が加盟希望者に対して契約締結前に一定の事項を記載した書面を交付し、説明を行うことを義務付けている。

また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止

法」という。)において不公正な取引方法を禁止しているところ、「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方」(平成十四年四月二十四日公正取引委員会公表)により、独占禁止法に違反することとなる行為を具体的に示すなど、本部と加盟者の取引の適正化のための施策を講じているところである。一方、フランチャイズ契約において、本部が加盟者に対して課す各種の制限は、第三者に対する統一したイメージを確保する等の目的で、フランチャイズ・システムによる営業を的確に実施する限度にとどまるものであれば、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

五の5及び6について

コンビニエンスストアに係るフランチャイズ契約については、政府としては独占禁止法及び中小小売商業振興法に基づき、不公正な取引方法の規制、本部による情報開示の推進等当面必要と考えられる所々の施策を既に講じているところであるが、一定の事項を含む新法を制定すべきであるとの点については、立法政策の問題として、国会において御判断いただきたいと考えている。

六の1について

近年、深夜スーパーマーケット対象強盗事件の認知件数が増加傾向にあり、その対策が重要であると認

識している。

六の2について

深夜スーパーマーケット対象強盗事件の多くは、従業員が一人で勤務しているときに発生しており、その発生と従業員数とは関連を有すると認識している。

六の3及び4について

警察庁においては、平成十五年十二月、「コンビニエンスストア・スーパーマーケットの防犯基準」を策定し、都道府県警察に通達しており、その普及を図ることを通じて、事業者の自主的な取組みを促進しているところである。今後とも、コンビニエンスストアにおける犯罪の防止については、営業の規制の導入によるのではなく、事業者の自主的な防犯対策の徹底を図ること等により対応してまいりたい。

七の1について

コンビニエンスストアにおける犯罪の防止については、関係省庁間で十分な連携を図ることが必要であると考えている。

七の2について

政府においては、犯罪対策閣僚会議を随時開催し、犯罪対策に関する省庁間の連携の強化を図っているところであり、コンビニエンスストアにおける犯罪の防止についても、同会議等を通じて、必要に応じ、関係省庁間の情報交換、意見調整等を十分に行い、連携の強化を図ってまいりたい。

別表第一 コンビニエンスストアの店舗数及び商品販売額（商業販売統計）

年	店舗数	商品販売額（百万円）
平成十年	三二、二四八	五、八二七、八三三
平成十一年	三三、六二七	六、一三五、六七九
平成十二年	三五、四六一	六、三八九、三六五
平成十三年	三六、一一三	六、五一七、二六一
平成十四年	三七、〇八三	六、六三一、一七五

（注一） 商業販売統計の調査対象は、五百店舗以上を有するコンビニエンスストアのチェーン企業本部である。

（注二） 商業販売統計におけるコンビニエンスストアの定義は、「セルフサービス方式で売場面積三十平方メートル以上二百五十平方メートル未満、営業時間十四時間以上、飲食料品を扱っていること」である。

別表第二 コンビニエンスストアの店舗数及び商品販売額（商業統計）

年	店舗数	商品販売額（百万円）
昭和五十七年	二三、二三五	二、一七七、六〇九
昭和六十年	二九、二三六	三、三八二、九〇二
昭和六十三年	三四、五五〇	五、〇一二、五四九
平成三年	四一、八四七	六、九八四、八五八
平成六年	四八、四〇五	八、三三五、二七九
平成九年	三六、六三一	五、二二三、四〇四
平成十一年	三九、六二八	六、一三四、八九六
平成十四年	四一、七七〇	六、七一一、六八七

（注一） 商業統計の調査対象は個々の事業所単位となっており商業販売統計の調査のような限定はしていない。

（注二） 商業統計におけるコンビニエンスストアの定義は、昭和五十七年から平成六年までの間においては、「セルフサービス方式で売場面積五十平方メートル以上五百平方メートル未満、営業時間十二時間以上又は閉店時刻二十一時以降」としていたが、平成九年以降は「セルフサービス方式で売場面積三十平方メートル以上二百五十平方メートル未満、営業時間十四時間以上、飲食料品を扱っていること」と定義を変更している。

別表第三 コンビニエンスストアの営業時間

年	全店舗数	うち十五時間以上二十四時間未滿営業店舗数	うち終日営業店舗数
昭和五十七年	二三、二三五	三、二三七	一、〇五一
昭和六十年	二九、二三六	五、五六三	二、九三四
昭和六十三年	三四、五五〇	七、五〇一	五、九三一
平成三年	四一、八四七	八、八六〇	九、六二七
平成六年	四八、四〇五	九、八六三	一三、一七三
平成九年	三六、六三一	一〇、八八八	二〇、五三五
平成十一年	三九、六二八	九、七〇〇	二五、九二〇
平成十四年	四一、七七〇	九、三三九(注)	三二、四三一

(注) 平成十四年は、統計区分の変更により、営業時間が十四時間以上二十四時間未滿の店舗数である。

別表第四

スーパーマーケットにおいて発生した刑法犯の認知件数及びその罪種別の内訳の推移

	昭和 59年	昭和 60年	昭和 61年	昭和 62年	昭和 63年	平成 元年	平成 2年	平成 3年	平成 4年	平成 5年	平成 6年	平成 7年	平成 8年	平成 9年	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年
刑法犯合計	83,682	87,719	89,288	89,520	91,561	76,499	65,564	63,742	59,639	64,427	69,798	73,140	87,460	98,236	101,796	102,834	109,248	120,962	128,501	128,650
殺人	2	3	3	4	3	4	1	1	0	1	2	4	8	2	10	3	9	8	8	2
強盗	78	82	107	135	95	98	109	131	200	216	297	212	185	192	289	365	457	535	633	825
窃盗	81,155	84,707	86,315	86,397	88,058	73,863	62,715	60,905	56,153	61,096	65,755	69,576	82,951	93,802	97,672	98,305	103,533	113,863	119,864	118,985
万引き (注)	56,363	57,744	59,861	59,916	61,164	46,358	36,928	33,576	30,071	34,456	37,794	39,875	47,800	56,743	60,415	57,604	60,568	65,762	71,382	75,102
その他	2,447	2,927	2,863	2,984	3,405	2,534	2,739	2,705	3,286	3,114	3,744	3,348	4,316	4,240	3,825	4,161	5,249	6,556	7,996	8,838

(注) 店員等のすきをみて商品を窃取するもの

別表第五

深夜スーパーマーケット対象強盗事件の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移

	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
認知件数 (件)	184	115	146	137	308	340	394	527	468	742
検挙件数 (件)	112	57	78	91	149	173	188	163	225	259
検挙率 (%)	60.9	49.6	53.4	66.4	48.4	50.9	47.7	30.9	48.1	34.9

(注) 検挙率については、小数点第2位を四捨五入している。

別表第六

スーパーマーケットにおいて発生した殺人及び強盗の認知件数並びにそれらのうち午後10時から午前7時までの間に発生したものの割合の推移

	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
殺人合計	4	1	1	0	1	2	4	8	2	10	3	9	8	8	2
うち午後10時から午前7時までの間に発生したものの割合(%)	25.0	100.0	0.0	—	0.0	0.0	25.0	25.0	50.0	30.0	0.0	44.4	37.5	25.0	0.0
強盗合計	98	109	131	200	216	297	212	185	192	289	365	457	535	633	825
うち午後10時から午前7時までの間に発生したものの割合(%)	49.0	66.1	67.9	74.0	63.4	69.4	52.8	51.9	41.1	47.8	57.5	58.6	60.2	55.0	59.9

(注) 割合については、小数点第2位を四捨五入している。

別表第七

深夜スーパーマーケット対象強盗事件で、発生時に被害商店において勤務に従事していた者が一人であったものの数及びその割合

	被害件数合計(件)	1人勤務の場合(件)	割合(%)
平成9年	137	84	61.3
平成10年	308	186	60.4
平成11年	340	211	62.1
平成12年	394	245	62.2
平成13年	527	478	90.7
平成14年	468	350	74.8
平成15年	742	481	64.8

(注) 割合については、小数点第2位を四捨五入している。

スーパーマーケットにおいて発生した刑法犯の都道府県別の認知件数の推移

	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
全国	76,499	65,564	63,742	59,639	64,427	69,798	73,140	87,460	98,256	101,796	102,834	109,248	120,962	128,501	128,650
北海道	3,357	3,112	3,525	3,583	3,207	3,843	3,981	4,909	5,746	5,602	4,824	5,131	5,802	5,984	5,649
青森	840	602	450	472	592	786	735	925	718	935	1,123	1,342	1,589	1,711	1,826
岩手	1,137	994	856	746	903	1,012	1,023	1,275	1,555	1,421	1,473	1,279	1,375	1,633	1,534
宮城	1,692	1,647	1,382	1,185	1,304	1,257	1,384	1,738	2,420	2,764	2,541	2,839	2,981	2,758	1,899
秋田	898	701	718	611	698	649	680	909	1,098	924	1,154	1,223	1,331	1,748	1,411
山形	536	531	485	305	413	563	612	796	903	1,147	1,173	1,346	1,349	1,341	1,094
福島	2,176	1,695	1,501	1,522	1,349	1,566	1,745	2,024	2,192	2,142	2,320	2,325	2,565	3,295	3,496
東京	5,982	4,731	4,499	4,244	4,392	4,282	4,361	5,120	4,845	4,714	5,359	5,947	6,001	5,881	6,967
茨城	2,270	1,886	1,525	1,807	2,148	2,269	2,528	3,070	3,463	3,499	3,219	3,270	3,759	3,947	3,541
栃木	864	784	808	811	1,166	1,034	996	1,292	1,381	1,396	1,530	1,431	1,644	2,008	2,096
群馬	791	581	641	622	613	554	512	1,120	1,487	1,690	1,591	1,649	1,813	2,212	2,315
埼玉	5,376	4,919	4,906	4,034	4,113	3,885	4,457	5,565	5,269	5,159	5,454	5,626	6,330	6,994	6,273
千葉	2,645	2,050	2,267	1,960	2,046	2,496	2,970	3,542	4,188	4,375	4,563	4,624	5,383	5,581	5,690
神奈川	3,582	2,967	3,282	3,527	4,030	4,251	4,385	5,595	6,440	6,644	5,865	6,274	7,040	7,400	7,197
新潟	2,871	2,310	2,013	1,804	2,136	2,556	2,398	2,770	3,184	2,689	2,463	2,290	2,705	2,909	2,839
山梨	228	123	228	193	215	309	324	359	469	542	538	460	497	632	825
長野	1,322	1,375	1,176	984	1,225	1,421	1,602	2,092	2,376	2,612	2,638	2,862	2,300	2,134	2,340
静岡	1,602	1,275	1,276	1,362	1,779	2,133	2,337	2,379	2,676	2,802	3,431	3,537	3,267	3,367	3,445
富山	676	517	540	355	382	492	503	532	657	762	1,124	895	1,010	1,187	1,167
石川	220	193	255	310	328	405	368	303	407	433	459	468	661	664	775
福井	239	242	220	154	202	201	202	343	484	603	657	784	799	753	772
岐阜	473	608	620	584	651	805	798	806	1,156	1,211	1,601	1,825	2,042	2,643	2,616
愛知	2,152	2,072	2,572	2,422	2,717	2,844	3,101	3,847	4,302	4,311	4,951	5,516	5,754	6,212	6,351
三重	974	1,096	933	933	1,006	1,141	1,058	1,186	1,755	1,571	1,585	1,549	2,320	2,869	2,541
滋賀	386	292	351	352	360	387	531	778	784	855	927	1,044	1,120	1,178	967
京都	1,884	1,600	1,491	1,351	1,407	1,425	1,516	1,670	2,040	2,084	1,787	1,884	2,324	2,177	2,232
大阪	8,685	7,035	6,472	4,985	5,014	5,380	5,267	6,016	5,582	5,105	5,493	6,078	7,172	6,342	6,162
兵庫	4,773	4,073	3,757	3,515	3,502	3,516	3,002	3,731	4,297	4,962	4,576	5,138	6,816	7,715	7,159
奈良	534	483	387	419	505	620	673	776	876	993	977	1,101	1,247	1,174	1,368
和歌山	1,015	903	734	610	530	518	562	637	825	1,126	986	927	1,342	1,361	1,762
鳥取	493	523	436	378	453	488	487	484	503	512	493	656	710	654	616
島根	359	366	411	343	462	491	404	395	484	512	883	893	848	777	662
岡山	1,281	1,161	1,204	1,302	1,249	1,595	1,690	1,761	1,972	2,319	2,220	2,655	2,920	3,363	4,100
広島	1,953	1,577	1,239	1,422	1,885	2,301	2,672	3,189	3,811	3,864	4,139	3,516	3,925	3,917	3,618
山口	1,490	1,223	1,180	1,051	1,124	1,184	1,321	1,708	1,872	1,961	1,829	2,062	2,659	2,799	2,147
徳島	794	699	513	425	302	374	560	868	752	848	852	1,090	1,068	1,152	1,093
香川	712	610	514	466	593	711	837	802	780	978	1,038	1,091	1,243	1,508	1,967
愛媛	747	621	593	524	435	400	528	798	1,117	1,121	1,168	1,303	1,554	1,605	1,792
高知	494	351	301	333	370	503	581	559	548	555	508	572	438	541	658
福岡	4,546	4,141	4,394	4,788	5,516	5,751	5,607	6,744	7,442	7,377	7,788	8,034	8,725	9,179	9,101
佐賀	452	371	382	342	248	286	253	425	472	540	534	752	879	913	1,101
長崎	423	343	248	243	265	338	335	488	488	503	507	626	715	821	852
熊本	663	732	791	687	782	860	1,013	1,251	1,506	1,790	1,889	1,774	1,886	1,968	1,968
大分	666	564	696	568	629	898	990	678	837	1,098	1,131	1,279	1,253	1,280	1,416
宮崎	307	252	199	208	239	215	251	309	488	651	708	757	753	869	934
鹿児島	711	671	651	646	755	675	731	817	1,111	1,384	1,127	1,158	1,201	1,284	1,346
沖縄	228	183	157	151	166	210	265	255	235	241	323	487	648	877	922

別表第九

スーパーマーケットにおいて発生した刑法犯で検挙された少年の人員数及び罪種別の内訳の推移

	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
刑法犯合計	24,597	18,276	15,275	11,489	12,413	13,239	14,294	17,566	24,461	26,307	20,360	18,844	19,561	19,770	18,889
殺人	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	3	1	0
強盗	28	20	26	30	19	20	26	21	47	49	69	75	61	92	62
窃盗	23,905	17,735	14,712	10,933	11,924	12,822	13,734	16,937	23,722	25,517	19,580	17,949	18,577	18,848	17,944
万引き (注)	22,274	16,431	13,387	9,843	10,940	11,910	12,833	15,905	22,646	24,522	18,662	17,074	17,547	17,762	16,831
その他	663	521	537	526	470	457	534	608	692	739	711	818	920	829	883

(注) 店員等のすきをみて商品を窃取するもの

別表第十

スーパーマーケットにおいて発生した刑法犯で検挙された少年の都道府県別の人員数の推移

	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
全国	24,597	18,276	15,275	11,489	12,413	13,299	14,294	17,566	24,481	26,307	20,360	18,844	19,561	19,770	18,889
北海道	588	490	474	394	295	348	371	618	941	1,259	824	861	950	1,090	1,025
青森	210	208	157	98	170	174	127	161	152	248	273	208	291	297	226
岩手	432	310	238	158	206	266	278	302	511	490	443	303	324	474	275
宮城	487	587	298	298	291	271	296	330	766	735	524	493	562	408	239
秋田	230	205	198	164	147	109	173	246	324	225	180	140	218	342	323
山形	253	218	149	63	89	82	130	156	223	301	241	337	286	273	167
福島	719	613	456	409	376	435	332	644	876	843	814	827	702	1,008	955
東京	1,818	1,226	888	579	562	587	619	699	697	581	479	409	407	362	453
茨城	828	585	391	369	359	517	323	680	1,096	1,113	804	545	587	534	461
栃木	302	190	160	129	140	137	116	230	286	231	201	167	226	247	275
群馬	279	146	184	132	83	71	76	224	290	435	320	290	230	247	283
群馬	2,216	1,666	1,324	885	786	671	677	749	969	923	562	703	684	683	593
埼玉	759	502	502	283	330	410	364	699	729	805	688	684	713	772	663
千葉	1,259	886	796	691	859	852	907	1,179	1,654	1,646	1,106	847	888	802	700
神奈川	1,595	1,150	965	622	658	856	752	971	1,361	1,056	565	506	621	638	523
新潟	30	19	31	17	16	35	37	65	70	84	90	70	51	52	57
山梨	541	642	429	223	283	315	324	464	710	742	630	531	425	327	425
長野	509	298	286	219	362	369	376	479	491	557	651	691	686	525	497
富山	272	176	138	98	84	143	103	123	210	178	242	190	224	186	164
石川	46	26	50	54	44	58	73	37	70	65	58	49	64	40	100
福井	69	42	45	28	23	34	42	59	126	183	159	162	174	154	139
岐阜	149	105	75	76	89	106	104	199	262	367	254	256	304	270	305
岐阜	394	304	316	224	231	222	241	319	339	311	228	280	385	419	432
三重	360	248	216	200	230	299	283	391	630	551	498	391	491	515	459
滋賀	71	52	51	48	43	32	39	45	106	128	105	120	176	180	154
京都	796	495	398	262	247	227	312	384	470	557	403	329	325	356	263
大阪	2,206	1,341	1,132	794	864	791	973	1,078	1,216	1,144	923	777	717	732	612
兵庫	2,197	1,679	1,239	936	1,021	929	314	888	1,359	1,778	1,463	1,266	1,304	1,419	1,153
奈良	129	83	75	59	94	121	119	161	198	244	174	203	254	164	180
和歌山	194	225	157	137	119	112	118	100	142	220	141	112	120	135	170
鳥取	184	264	224	144	153	198	193	191	207	173	119	120	239	195	170
島根	121	91	101	67	87	62	65	62	200	257	200	202	163	209	187
岡山	543	377	411	393	423	502	307	572	888	1,062	721	857	619	638	648
広島	562	460	320	355	455	613	759	1,099	1,479	1,309	1,075	829	726	716	634
山口	493	433	416	310	371	330	381	429	632	700	487	433	555	551	584
徳島	207	153	122	86	56	45	93	208	197	221	161	270	204	166	188
香川	250	177	138	145	184	212	257	222	300	486	370	299	285	412	423
愛媛	104	91	94	48	52	50	43	107	230	227	146	135	210	169	241
高知	122	90	69	70	52	88	167	133	137	147	132	120	71	97	99
福岡	1,099	692	726	672	803	978	967	1,074	1,334	1,671	1,324	1,266	1,286	1,452	1,518
佐賀	104	48	34	47	33	51	52	96	124	187	164	168	155	195	252
長崎	132	87	52	45	51	53	77	61	164	150	110	103	126	159	177
熊本	155	138	195	118	131	126	186	169	305	380	286	356	394	321	413
大分	190	173	172	94	115	165	171	355	483	379	306	297	253	268	268
宮崎	77	83	32	48	62	27	54	81	159	200	169	228	168	158	141
鹿児島	260	220	220	177	250	203	196	180	447	628	445	351	386	343	409
沖縄	36	34	46	21	35	17	13	21	29	26	49	54	87	85	116

別表第十一

コンビニエンスストアにおける不良行為少年(注)の捕導人員数の推移

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
捕導人員数	31,972	39,797	45,469	53,223	83,131	108,040

(注) 非行少年(犯罪少年、触法少年及び少年)には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

別表第十二 フランチャイズ契約に係る諸外国の法制及び我が国との比較

国名	法制度	法制度の内容
米国	連邦取引委員会法	契約締結前の本部の情報開示義務
英国	なし	
ドイツ	なし	
フランス	商法典	契約締結前の本部の情報開示義務
韓国	加盟事業取引の公正化に関する法律	契約締結前の本部の情報開示義務 加盟契約書の交付義務 不正な取引方法の禁止 事業者団体による紛争の調停 加盟事業取引相談士制度
日本	中小小売商業振興法 独占禁止法	契約締結前の本部の情報開示義務 契約事項に関する書面の交付義務 不正な取引方法の禁止

別表第十三 我が国及び諸外国における小売店を対象とした営業日、営業時間及び勤務人員に係る規制

国名	法制度	法制度の内容
米国	なし	
英国	日曜営業法	面積二百八十平方メートル以上の小売店の日曜日の営業時間等に関する規制（二百八十平方メートル未満の小売店に関する規制はなし。）
ドイツ	閉店法	小売店の営業日及び営業時間に関する規制
フランス	労働法	労働者の権利保護規定（労働者を雇用する小売店の営業日、営業時間及び勤務人員に関する規制を含む。）
韓国	なし	
日本	なし	